

2025 年 11 月 26 日

国立大学法人山口大学
総務企画部総務企画部長 三浦 幹生 殿

山口大学教職員組合

書記長 森下 徹



学生の学内でのビラ配布原則全面禁止制導入問題について（質問）

聞き及んだところによれば、山口大学は学生のキャンパス内でのビラ配布を「原則全面禁止」とするよう、山口大学学生細則の一部改正（改悪）を行おうとしております。

これは非常に由々しいことであり、学生を対象とした措置とは言え、学内での言論の自由・表現の自由を圧殺する、あってはならない規則改正であり当組合としても看過しかねるものです。

このことを前提として下記のとおりお尋ねしますので、1 及び 2 については貴職の責任において、3 以下については本件担当部署に事情聴取・確認の上、急ぎご回答いただくよう求めます。

記

1. 本学の「規則等の制定及び改廃の手續等に関する規則」第 3 条による、学生支援部学生支援課と総務企画部総務課の協議開催日時および協議概要
2. 同規則第 4 条による教育研究評議会への付議に必要な書類一式および提出日時
3. 本件は日本国憲法第 21 条に定められた表現の自由・言論の自由に反するものであることは疑いないが、憲法の定めについての法的問題点の確認をどのように行っているのかを具体的に示すこと。
4. 本件を審議した第 8 回教学委員会での出席委員からの質問・意見及びそれらに対する提案者等からの説明・回答概要を示すこと。
5. 本件について審議ののち、学生等への説明を含めどのような手続きを経て改正しようとしているのか、具体的に示すこと。
6. 学生のビラ配布をこれまで原則禁止してきたとのことについて、そのことを示す証拠文書等を提示すること。

以 上